

姫路市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業の人材確保及び若年者の市内事業所就職促進を図ることを目的として、兵庫県と連携して一般財団法人兵庫県雇用開発協会（以下「協会」という。）が実施する中小企業奨学金返済支援制度事業補助金（以下「協会補助金」という。）の対象となる中小企業の負担金額の一部を助成する姫路市中小企業奨学金返済支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、協会が定める中小企業奨学金返済支援制度事業補助金交付要綱（平成28年12月1日制定。以下「協会要綱」という。）及び姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業」とは、協会要綱第2条に規定する中小企業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 協会補助金の交付決定を受け、事業を実施していること。
- (2) 市内に本社（個人事業主にあつては、主たる事業所）を置いていること。
- (3) 姫路市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 姫路市暴力団排除推進条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が事業を営んでいる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（店舗型性風俗特殊営業に係るものに限る。）を営む者
- (3) その他補助金の交付目的に則して適当でないと市長が認める者

(対象職員)

第4条 補助金の交付の対象となる従業員（以下「対象職員」という。）は、協会要綱第5条に規定する補助対象従業員であつて、補助対象者が奨学金返済支援金（社内規程、就業規則、給与規程その他の規程において、当該対象職員に対して奨学金の返済を支援するために支給するものとして明確に定められたものをいう。以下同じ。）を支払った年度の末日において30歳未満のものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が、申請日の属する年度の前年度の4月1日から申請日の属する年度の12月31日までに対象職員に支給した奨学金返済支援金（当該対象職員が当該補助対象者に雇用された日の属する月を1か月目として60か月目となるまでの期間を対象に支払ったもののうち、当該対象職員が市内の事業所に勤務していた期間に該当する部分に限る。附則第2項において同じ。）であつて、協会補助金

として協会要綱第13条第1項の規定により決定した額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、1年につき、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、対象職員1人につき3万円を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、協会補助金の確定通知を受けた後、姫路市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象従業員の氏名・住所・補助金交付申請額に係る調書（様式第2号）

(2) 協会補助金の交付申請書及びその添付書類の写し並びに補助金額確定通知書の写し

(3) 姫路市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第3号又は様式第3号の2）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付を申請する年度ごとに市長が定める期間内に交付申請をしなければならない。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、姫路市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付可否決定書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（申請事項の変更）

第10条 交付決定者は、申請事項に変更があるとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、姫路市中小企業奨学金返済支援事業補助金事業変更・廃止（中止）申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し変更・廃止（中止）の可否について、姫路市中小企業奨学金返済支援事業補助金変更・廃止（中止）決定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、姫路市中小企業奨学金返済支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者から辞退の申出があったとき。
- (2) 協会補助金の交付決定が取り消されたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不適當であると認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、速やかに交付決定を取り消した者に対し姫路市中小企業奨学金返済支援事業補助金返還命令書(様式第8号)により、当該取消しに係る部分又は変更による減額部分について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の規定により定めた期限を延長することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年 3月13日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、令和6年4月1日以後に対象職員に支給された奨学金返済支援金について適用する。